

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## 地域貢献事業に進出した場合の助成金

**Q** : 地域貢献する事業を起業した場合に、給付が受けられる助成金があると聞きましたが、どのようなものですか？

**A** : ご質問の助成金は、地域に貢献する雇用の受け皿づくりに取り組む事業者を支援するためのもので、地域雇用受皿事業特別奨励金といい、適用要件などは次のとおりです。

### 【解説】

#### 1. 適用要件

①地域に貢献する事業（医療・高齢者ケア・社会人向け教育などのサービス等）を行う法人を新規設立又は既存法人がその事業を行う子会社を設立する場合。ただし、既存法人からの営業譲渡や会社分割など既存法人の事業を新設法人に移しただけのものは含みません。

②設立の日から1年以内に一定の要件を満たす非自発的失業者を、常用労働者として3人以上雇用すること

③雇用保険の適用事業主であり、設立日から労働者を事業主都合で解雇していないこと

#### 2. 支給額（5人以上雇用した場合）

①創業後半年以内に支払った一定の創業経費の3分の1（500万円が上限）

②雇用した非自発的失業者1人当たり30万円（100人分が限度）

なお、この助成金の給付を受けるためには、新規事業の内容について認定を受け、労働者を雇用した後、給付金を受けるための申請が必要です。要件及び手続きが煩雑であるため詳細は、(財)産業雇用安定センター（0570-006010・全国共通）にお問い合わせ下さい。

